

第155回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和8年3月16日(月)午後1時30分～午後4時

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

小畑会長、興津委員、松本委員、森委員

(2) 大阪市職員

渡辺市民局理事、堀田市民局ダイバーシティ推進室長、村上市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、小林市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 第154回会議要旨の確認

(2) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

事務局から、案件番号「令2-職3」、「令5-職2」及び「令6-職2」のヘイトスピーチ該当性等にかかる諮問については、第154回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和8年3月2日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題(1) 第154回会議要旨の確認

○第154回の会議要旨を確定した。

議題(2) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち6件について、調査審議を行った。

○6件のうち4件について、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令3-1」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・諮問書別紙の2(2)の、本件表現活動9に係る表現の内容の概要については、本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態であっても、『「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓国籍のオス」との表現が認められる。』とすることとし、本件表現活動9により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられることから、市民の理解を得られるよう第2の3(2)記載の表現活動に係る表現の内容を公表する趣旨を付記されたい。

・諮問書別紙の2(4)の本件表現活動9を行ったものの氏名又は名称等については、「【本件表現活動9が削除されない場合】」に記載の内容とするのが適当である。なお、記載されている「視聴」という文言については、「閲覧」とすることが適当である。

○案件番号「令4-1」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・諮問書別紙の2(1)に記載される「本件答申では、」という文言については、「本件では、」とするのが適当である。

・諮問書別紙の2(2)の本件各表現活動に係る表現の内容の概要中、「本件 各表現活動中、本

件各記事及び本件ポストにおいて該当する表現の内容の概要欄記載のとおり」とあるのを「本件各記事及び本件ポストについて下記別表1ないし3に記載のとおり」とするのが適当である。

- ・ 諮問書別紙の2(4)の本件各表現活動を行ったものの氏名又は名称等については、いずれも「【本件表現活動24が削除されない場合】」に記載の内容とするのが適当である。併せて、本件表現活動1ないし23を行ったものと本件表現活動24を行ったものは同一であると判断した理由についても記載されたい。なお、諮問書別紙の2(4)ほか1か所に記載されている「視聴」という文言については、「閲覧」とするのが適当である。
- ・ 別表3中、本件表現活動24に係る表現の内容の概要については、本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態であっても、「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓国籍のオス」とし、本件各表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられることから、市民の理解を得られるよう第2の3(2)記載の表現活動に係る表現の内容を公表する趣旨を付記し、併せて別表1ないし3の欄外注記それぞれにも同趣旨を付記されたい。
- ・ 別表1ないし3中、それぞれ最上段左から3列目の欄に記載される「本件各記事において該当する表現の内容の概要(注)」中の「該当する」については、誤解が生じないよう「ヘイトスピーチに該当する」と明示することが適当である。
また、別表3については、当該明示と併せて、「本件各記事」を「本件各記事及び本件ポスト」とするのが適当である。

以上